

第 1 0 8 号議案

足立区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

足立区行政財産使用料条例（昭和 4 2 年足立区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 3 当分の間、第 8 条に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区行政財産使用料条例付則第 3 項の規定は、延滞金のうち平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

延滞金の割合の特例を設定する必要があるので、この条例案を提出いたします。